

* 参考 *

様式例

フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方

福島県歯科口腔保健の推進に関する条例

* 様式の使用例 *

ステップ	様式例	使用方法等
ステップ1 市町村内部での意思統一		
ステップ2 関係者の理解・合意	※例1～7の内容など、必要事項を確認しながら検討しましょう。	
ステップ3 現場の理解		
ステップ4 保護者の理解	例1 希望調査書 例2 申込書 例3 フッ化物洗口対象人数、 洗口実施人数確認表	* 保護者への説明をした上で、例1 や例2等を用いてフッ化物洗口の 希望の有無を確認します。 * 希望の有無が確認できたら、各ク ラスの実施人数等をまとめ、確認で きるようにしておくと便利です。
ステップ5 予算化・議会		
ステップ6 実施	例4 学校歯科医（委託歯科医） から学校長への指示書 例5 フッ化物洗口剤出納簿 例6 フッ化物洗口実施時チ ックリスト 例7 フッ化物洗口実施手順	* 保護者の希望を確認したら、学校 歯科医から指示書を発行してもら います。 * 薬剤の管理のため、薬剤の受取 時、使用時に出納簿をつけておくと より安全な実施が期待できます。 * 手順の確認のため、チェックリス トや手順を記載したものを活用す ると便利です。

＜例1＞ 希望調査書

令和 年 月 日

保護者 様

○○町長 ○○○○

○○保育所長 ○○○○

フッ化物洗口実施について（希望調査）

本日、保護者説明会を開催しましたフッ化物洗口につきまして、次のとおり実施しますので、下記により希望調査書の提出をお願いします。

これは、子ども達の健康的な歯の育成のために、地元歯科医師会の御指導と県の支援により、町の保健事業として実施するものです。

フッ化物洗口は、安全性や予防効果に優れたむし歯予防法です。是非とも多くの方の御参加をお願いいたします。

記

- 1 実施方法 フッ化物洗口剤を水に溶かしたうがい液で、週〇回、毎日1分間の「ぶくぶくうがい」をします。
- 2 開始予定 令和〇年〇月〇日
- 3 実施日時 毎週 ○～○ 曜日 クラス毎に実施
- 4 費用 無料（全額公費負担）
- 5 申込み 実施にあたり、下記の希望調査書をご記入の上、〇月〇日（〇）までに、クラスの担任に提出してください。
(希望しない方も提出してください。)

----- きりとりせん -----

フッ化物洗口希望調査書

*該当する番号に〇をつけてください。

フッ化物洗口事業に参加することを

- 1 希望します。
- 2 希望しません。

令和 年 月 日

○○保育所 組

園児氏名

保護者氏名

<例2> 申込書

フッ化物洗口申込書

令和 年 月 日

教育長（市町村長）

学校長（保育所長）様

*どちらかを○でかこんでください。

1 フッ化物洗口を希望します。

2 フッ化物洗口を希望しません。

児童の所属 _____ 小学校（保育所）

(園児)

児童氏名 _____ 年生（_____組）

(園児)

保護者氏名 _____

＜例3＞ フッ化物洗口対象人数、洗口実施人数確認表

フッ化物洗口対象人数、洗口実施人数確認表

クラス名	対象人数	洗口実施人数	未実施人数
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人

※クラス数により適宜追加すること

＜例4＞ 学校歯科医（委託歯科医）から学校長（保育所長）への指示書

指 示 書

令和 年度フッ化物洗口事業分
(令和 年 月 日)

学校長 様
(保育所長 様)

_____ml の水にフッ化物洗口剤（ミラノール/オラブリス）_____g _____包を溶かして、フッ化ナトリウム_____%水溶液を作成し、週_____回、児童（園児）1人_____ml のフッ化物洗口液を用い1分間洗口させること。
フッ化物洗口後30分間はうがいや飲食をさけること。

学校歯科医（委託歯科医）

住所
氏名

印

(5年間保存)

＜例5＞ フッ化物洗口剤出納簿（記入例）

フッ化物洗口剤出納簿

施設名（ ）
令和 年度

一回分（一週間分）の量： ___ g × ___ 包

月日	受け入れ量	受渡者印	受取者印	使用量	薬剤No.	残量	洗口液作成者確認印	備考
4. 1	繰越					1.5 g × 12 包		
4. 8	1.5 g × 120 包	印	印			1.5 g × 132 包		
4. 22				1.5 g × 6 包	1	1.5 g × 126 包	印	
5. 6				1.5 g × 6 包	2	1.5 g × 120 包	印	
5. 13				1.5 g × 6 包	3	1.5 g × 114 包	印	
5. 20				1.5 g × 6 包	4	1.5 g × 108 包	印	
5. 27				1.5 g × 6 包	5	1.5 g × 102 包	印	

（5年間保存）

*薬剤受取時には、包数を確認した上で薬剤出納簿に記載・押印すること。

*薬剤使用時に、その都度残数を確認した上で薬剤出納簿に記載・押印すること。

＜例6＞ フッ化物洗口実施時チェックリスト

フッ化物洗口実施時チェックリスト

令和 年 月 日 現在
記入者氏名 ()

～薬剤・用具等の管理～

1	学校歯科医（委託歯科医）の指示書が該当年度のものか確認する。	指示書の内容 <input type="checkbox"/>
2	薬剤出納簿は、整理されているか。 薬剤受取時に、包数を確認した上で薬剤出納簿に記載する。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	フッ化物洗口剤は、指示書に基づき、一回に使う包数ずつにまとめる。	<input type="checkbox"/>
4	鍵のかかる戸棚、金庫等で管理する。	鍵の管理者 ()
5	フッ化物洗口の対象人数・洗口実施人数等を記入する。 (必要により申込書で確認する。)	<input type="checkbox"/> ※記入用紙は <例3>参照
6	ポリタンク、ディスペンサー付ボトルに「フッ化物洗口液」等と明記する。	<input type="checkbox"/>
7	指示書に基づいた水の量を測定し、ポリタンクに油性ペン又は、ビニールテープで印をつける。 [フッ化物洗口の実施人数が少なく、1週間の水の量が500～600mlの場合は、ディスペンサー付ボトルに指示書に基づいた水の量を油性ペン又はビニールテープで印をつけておく。]	<input type="checkbox"/>

～フッ化物洗口の準備～

1	フッ化物洗口に必要な用具を準備する日に○をつける。	前日 当日
2	手洗いをし、清潔な環境づくりをする。	<input type="checkbox"/>
3	コップを人数に合わせて用意する。	<input type="checkbox"/>
4	薬剤に記載された番号に注意し、薬品庫から取り出す。	<input type="checkbox"/>
5	薬剤出納簿に記載する。 薬剤使用時に、その都度残数を確認した上で、薬剤出納簿に記載しているか。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	指示書に基づきポリタンクに定められた量の水を入れる。 欠席者が多い場合でも、水と薬剤の量は指示書に基づき洗口液を作成すること。	水 _____ ml 薬剤 _____ 個
7	指示された量の薬剤1回分（1週間分）を水に溶かす。	<input type="checkbox"/>

8	ポリタンクを軽く2～3回振り、薬剤が溶けたことを確認する。	<input type="checkbox"/>
9	ポリタンクの洗口液をディスペンサー付ボトルに必要量を移す。	<input type="checkbox"/>
10	ディスペンサー付ボトルのつまみを1回又は2回押し、コップに洗口液を分注する(5～10ml)。なお、初回の分注分は量が一定にならないため廃棄する。	初回分注分を廃棄したか <input type="checkbox"/>
11	フッ化物洗口をする人数分のコップに洗口液を注入する。	<input type="checkbox"/>

～フッ化物洗口の実施～

1	フッ化物洗口に必要な用具がそろっているか確認する。	<input type="checkbox"/>
2	洗口は、担任の監督下で行う。	<input type="checkbox"/>
3	洗口の1人分の量に○をつける。	5ml 7ml 10ml
4	砂時計を見せながら担任の合図で1分間の洗口を始める。口腔内すべての歯にまんべんなく洗口液がいきわたるようにする。	<input type="checkbox"/>
5	1分間がすぎたら洗口を止め、洗口液をコップに吐き出させる。	<input type="checkbox"/>
6	職員が個々のコップに洗口液が吐き出してあることを確認してからポリバケツ等に捨てる。紙コップの場合は、口を拭いたティッシュを紙コップに入れ、水分を吸い取らせて捨てる。	<input type="checkbox"/>
7	コップを回収する。(紙コップの場合は、ゴミ袋に入れて回収する。)	<input type="checkbox"/>
8	洗口後30分はうがいや飲食物をとらないように注意する。	<input type="checkbox"/>
9	フッ化物洗口液の残液は、週ごとに廃棄する。週2～3回法、週5回法の場合は、保管が必要になる。洗口液を入れたポリタンク等は決められた保管場所で管理し、なるべく直射日光が当たらないようにする。夏は、水がいたみやすいので冷蔵庫等で保管するとよい。	<input type="checkbox"/>
10	フッ化物洗口に使用し、空になったポリタンク、ディスペンサー付ボトルは水道水で十分洗浄し、水を切り、よく乾燥させておく。	用具の洗浄 <input type="checkbox"/>
11	ポリコップは、薬液消毒し、よく乾燥させておく。	乾燥は十分か <input type="checkbox"/>
12	用具は、清潔な保管場所に保管する。	決められた場所に保管したか <input type="checkbox"/>
13	ポリタンク、ディスペンサー付ボトルはフッ化物洗口用具としてのみ使用する。	用具をフッ化物洗口以外に使用していないか <input type="checkbox"/>

＜例7＞ フッ化物洗口実施手順

○幼稚園（小学校等） フッ化物洗口実施手順

令和〇〇年度〇〇幼稚園（小学校等）のフッ化物洗口については、以下のことについて留意し、実施すること。

使用薬品： （薬剤名）

使用物品：ディスペンサー・ボトル、紙コップ、ティッシュペーパー、ゴミ袋 等

実施手順

1 洗口液を作る 担当：（職・氏名等）

歯科医師の指示に基づき、所定の量の水道水をボトルに入れる。

（薬剤名）をボトルに入れ、数回振り、フッ化物濃度〇〇ppmF（〇〇%）の洗口液を作る。

2 洗口液を各クラスのボトルに分配する 担当：（職・氏名等）

1の洗口液を各クラスの人数に合わせ、ボトルに分配する。

児童生徒がこぼす等の不測の事態に合わせ、少し多めに入れる。

3 教室に洗口液や道具を運び、一人一人のコップに分ける

＜例＞ミラノール



歯科医師の指示に従い、一人〇mlずつ分ける。

1プッシュで5ml出るので、一人〇プッシュずつ分ける。

＜例＞オラブリス



歯科医師の指示に従い、一人〇mlずつ分ける。
1プッシュで5ml出るので、一人〇プッシュずつ分ける。

＜例＞オラブリス



歯科医師の指示に従い、一人〇mlずつ分ける。
ボトルを押し、右上の三角部の目盛りを目安に液を分ける。

10ml

5ml

4 洗口の実施 担当（スタートの号令、時間計測）：（職・氏名等）

担当（見守り）：（職・氏名等）

コップが全員にわたったら、一斉に洗口液を口に含み、全ての歯にいきわたるようにブクブクうがいを1分間行う。

*少し下を向いて行うと安全

*原則、1分間の実施が基本だが、困難な場合には最低30秒以上の実施が勧められる



5 洗口終了 担当：（職・氏名等）

洗口が終わったら、コップに吐き出す。

洗口後30分間はうがいや飲食をしないようにする。

*紙コップの場合、吐き出した後にティッシュペーパーを入れて洗口液を吸わせ、紙コップごとごみ袋に入れて廃棄する。

*ボトルに余った洗口液は洗い場に廃棄する。

6 注意事項

(1) 飲み込んでしまったら

一人分の洗口液を飲み込んでも問題ない。

急性中毒量（体重による）以上を一気に飲み込んだ場合、急性症状（嘔吐、腹痛）が出る場合があるが、牛乳等（カルシウム）を飲ませ、病院に行くこと。

(2) フッ化物洗口を希望しない子どもの対応

フッ化物洗口は希望性なので、希望しない子どもには実施しないが、水でうがいするなどの配慮が必要と思われる。

(3) 長期休み（夏休み等）はどうするか

長期休みの場合はフッ化物洗口を実施する必要はない。

ただし、生活リズムが崩れやすいので、甘味制限やフッ化物配合歯磨剤での歯みがきの励行を行うこと。

フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方（厚生労働省、令和4年）

医政発 1228 第 7 号

健発 1228 第 1 号

令和4年12月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

（公印省略）

厚生労働省健康局長

（公印省略）

「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」について

口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしており、生涯を通じて口腔の健康の増進を図ることが必要である。口腔の健康の保持のために、歯科疾患の予防に向けた取組が実施されており、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（平成24年厚生労働省告示第438号）や国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年厚生労働省告示第430号）（健康日本21）等の健康づくりのための計画に示されたう蝕の予防等に関する目標を達成するため、フッ化物応用は有効な手段である。

これまで、有効かつ安全なフッ化物応用の一つであるフッ化物洗口法を広く普及するために、「フッ化物洗口ガイドラインについて」（平成15年1月14日付け医政発第0114002号・健発第0114006号厚生労働省医政局長及び健康局長連名通知）にて「フッ化物洗口ガイドライン」を発出するとともに、当該ガイドラインにおいて、より詳細な内容については、「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」を参照することをお示しし、関係機関等に周知を図ってきた。

当該ガイドラインの発出以降、フッ化物洗口がより広く普及し、流通するフッ化物製剤の種類も増えた。一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、集団フッ化物洗口が一時的に中断されるなど、フッ化物洗口を取り巻く状況は変化している。このような環境の変化に対応しつつフッ化物洗口を継続的に実施することが必要であることから、令和3年度厚生労働科学研究事業「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」を実施した。本研究において、最新の知見等を踏まえた「フッ化物洗口マニュアル」（2022年版）を含む研究報告書が取りまとめられた。

当該報告書を踏まえて、「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」を別

紙のとおり定めたので、貴職におかれでは、貴管下保健所設置市、特別区、市町村、関係団体等に対して周知方をお願いする。

なお、「フッ化物洗口ガイドラインについて」(平成 15 年 1 月 14 日付け医政発第 0114002 号・健発第 0114006 号厚生労働省医政局長及び健康局長連名通知)は本通知の発出をもって廃止する。

フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方

1. はじめに

フッ化物応用によるう蝕予防の有効性と安全性は、すでに国内外の多くの研究により示されている。わが国においては、歯科医療機関で行うフッ化物歯面塗布法や保育所、幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校等（以下「施設等」という。）で行うフッ化物洗口法等のフッ化物局所応用によるう蝕予防が地域の実情に応じて行われてきた。こうした取組等の成果もあり、小児のう蝕罹患率については、全体として減少傾向にあるが、他方で社会経済因子や地域差による健康格差が指摘されている。また、今後は成人期以降の残存歯の増加によるう蝕の増加や高齢者に好発する根面う蝕の増加等が予測される。このため、健康格差の縮小に向けて、生涯を通じたう蝕予防への更なる取組が必要とされている。

う蝕予防の有効性、安全性及び高い費用便益率等の医療経済的な観点から、世界保健機関（WHO）をはじめ、様々な関係機関により、フッ化物応用が推奨されている。フッ化物応用の1つであるフッ化物洗口の取扱いについては、「フッ化物洗口ガイドラインについて」（平成15年1月14日付け医政発第0114002号・健発第0114006号厚生労働省医政局長及び健康局長連名通知。以下「ガイドライン」という。）を発出し、関係機関等に周知を図ってきたところであり、以降、フッ化物洗口を実施する施設等の数及び人数も増加しており、地域で広く普及してきている。

「歯科口腔保健の推進に係るう蝕対策ワーキンググループ報告書」（令和元年6月4日）においても、新しいフッ化物洗口剤の流通や自治体における歯科口腔保健を取り巻く状況に対応するため、ガイドラインの見直しを検討すべき旨が示された。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、集団フッ化物洗口が一時的に中断されるなど、フッ化物洗口を取り巻く状況は変化している。

こうした環境の変化に対応しつつ、健康格差の縮小や生涯を通じたう蝕予防の取り組みの一環として、適切なフッ化物洗口を継続的に実施することが必要であることから、フッ化物応用を含めたう蝕予防の手法について、令和3年度厚生労働科学研究事業において、「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」が実施され、報告書が取りまとめられた。本研究において、集積した新たな知見も踏まえて、施設等で集団で行うフッ化物洗口（以下「集団フッ化物洗口」という。）に関する新たな「フッ化物洗口マニュアル」（2022年版）が作成された。

こうした研究結果の知見等も踏まえつつ、今般ガイドラインの改訂版として、

「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」を示すこととした。

2. フッ化物洗口の考え方について

(1) 対象者

フッ化物洗口法は、とくに4歳から14歳までの期間に実施することがう蝕予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されている。4歳未満では、適切な洗口ができず誤飲のリスクが多いため対象としない。また、成人及び高齢者のう蝕の再発防止や根面う蝕の予防にも効果があることが示されている。

1) 小児期

- フッ化物洗口は、歯のエナメル質にフッ化物を作用させる方法である。特に、永久歯エナメル質の成熟が進んでいない幼児及び児童生徒等に実施することで、う蝕予防対策として効果的である。
- う蝕の予防及び健康格差の縮小の観点から、集団フッ化物洗口を施設等で実施することが望ましい。
- その他、必要に応じて、歯科医師の指導に従い、家庭等でのフッ化物洗口の実施やフッ化物配合歯磨剤の使用等のフッ化物局所応用を実施すること。

2) 小児期以降

- 生涯にわたりフッ化物を歯に作用させることは、う蝕の再発防止や高齢期での根面う蝕の予防の観点から効果的である。
- 小児期以降においても、フッ化物局所応用を実施することが望ましい。

3) その他

- 口腔清掃が困難であり口腔内を清潔に保つことが難しく、う蝕のリスクが高い者において、うがいを適切に実施できる場合には、フッ化物洗口は効果的である。

(2) 方法

フッ化物洗口法には、主に、毎日法（約250ppm又は約450ppmのフッ化ナトリウム溶液の洗口液を使用。）と週1回法（約900ppmのフッ化ナトリウム溶液の洗口液を使用。）がある。フッ化物洗口法は、対象者や利便性に合わせて選択する。

3. 集団フッ化物洗口の実施について

集団フッ化物洗口は、個人の環境によらず、集団のすべての人がう蝕予防効果を得られる。このため、ポピュレーションアプローチとして、集団フッ化物洗口を実施することは、う蝕に関する健康格差の縮小につながることが期待される。

集団フッ化物洗口を実施する際は、歯科医師、薬剤師等（以下「歯科医師等」という。）の指導の下、適切な方法で実施し、安全性を確保した上で実施する。その際、集団フッ化物洗口を実施する施設等の職員を含む関係者（以下「施設等の関係者」という。）の理解と協力を得ること。

（1）フッ化物の管理

- 集団フッ化物洗口においては、原則として、医薬品を使用すること。なお、医薬品を使用する場合は添付文書の記載に従い、適切なフッ化物洗口を実施すること。
- フッ化物は歯科医師等の指導及び添付文書等に従い適切に管理し、直射日光のあたらない涼しい所等で保管すること。
- 洗口液に希釈する前の顆粒の状態のフッ化物は劇薬であることから、他の物と区別して貯蔵すること。また、フッ化物顆粒の使用量や残量等について、薬剤出納簿等を活用して管理することが望ましい。

（2）洗口液の調製

- フッ化物顆粒を使用する場合は、歯科医師等又は歯科医師等の指示に従い施設等の関係者が、器材の管理、洗口液の調製等を行うこと。
- 歯科医師等の指導及び添付文書に従い、洗口液調製用の溶解瓶等を準備し、実施するフッ化物洗口法に応じた所定の濃度に洗口液を調製すること。
- 使用しなかった洗口液の保管及び廃棄は歯科医師等の指導及び添付文書等に従い適切に取り扱うこと。

（3）洗口の確認・練習

- フッ化物洗口を開始する際は、対象者が、決められた時間（30秒～1分間）以上口腔内で水を保持し、飲み込まずに水を吐き出すことができるか確認する。確認後に、フッ化物洗口液を用いた洗口を開始すること。
- 特に幼児等は、必要に応じて、フッ化物洗口を実施する前に水で洗口の練習を行うこと。
- 高齢者等の口腔機能の低下が疑われる者等については、必要に応じて、適切にうがいができるか対象者の状態の確認を行うこと。

(4) 洗口と吐き出しの手順

- 5～10mL程度の洗口液（口腔の大きさを考慮して定めるが、通常未就学児で5mL、学童以上で7～10mL程度が適当である。）を口に含み、約30秒間の「ブクブクうがい（洗口液が十分に歯面にゆきわたるように、口を閉じ頬を動かすこと。）」を行う。この際、誤飲を防ぐ観点から、必ず下に向いて行うこと。
- 吐き出しは洗口場で行なう方法と、コップに吐き出す方法がある。（コップに吐き出す方法では、洗口液の分注・配布に用いる使い捨ての紙コップを吐き出しに利用することができる。紙コップの中に吐き出した洗口液を、ティッシュペーパー等で吸収させ、回収し廃棄する。）
- 監督者は、洗口開始と終了の合図を行うとともに、正しく洗口が出来ているか確認すること。

(5) 洗口後の注意

- 洗口後30分間程度は、可能な限りうがいや飲食物をとらないようにする。

4. 集団フッ化物洗口の実施上の留意事項について

(1) インフォームド・コンセント

- 保護者等を対象とした説明会等を開催し、集団フッ化物洗口の具体的な方法、期待される効果、安全性等について十分に情報提供を行い、実施に当たってはフッ化物洗口の実施に関する希望調査を行い、保護者等の意向も確認すること。

(2) フッ化物洗口を希望しない者について

- 施設等において、フッ化物洗口を希望しない者がいる場合には、洗口時間帯に水で洗口させるなどの必要な配慮を行うこと。

(3) 他のフッ化物局所応用の組合せ

- フッ化物洗口とフッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤の使用等の他のフッ化物局所応用を併用しても、問題はない。

(4) パンデミック発生時等の対応について

- 飛沫感染するリスクのある感染症のパンデミック発生時等には、感染予防の観点から、洗口中及び吐き出し時に飛沫が飛ばないように注意すること。
- パンデミック等の影響により、例えば緊急事態宣言に伴い、一時的に集団フッ化物洗口を中断した場合は、緊急事態解除宣言時等に、地域における

感染状態及び感染対策の状況等を踏まえつつ、必要に応じて各地域の関係者で協議を行い、集団フッ化物洗口の再開の時期等を適宜判断すること。

5. 地方公共団体による集団フッ化物洗口事業の実施について

集団フッ化物洗口事業は、各地域における関係者との協議状況等を踏まえて実施する。地方公共団体の集団フッ化物洗口事業の導入に当たっては、以下の標準的な取組手順を参考にされたい。

- ①担当者間の集団フッ化物洗口の実施に関する検討
- ②集団フッ化物洗口事業を実施する際の関係者（歯科保健担当部局や教育担当部局等を含めた行政関係者や歯科医師会等の関係団体）間の合意形成
- ③集団フッ化物洗口を実施する施設等の関係者に対する説明
- ④フッ化物洗口対象者本人あるいは保護者に対する説明
- ⑤施設等における集団フッ化物洗口の導入・実施

6. フッ化物洗口の安全性について

（1）フッ化物洗口液の誤飲あるいは口腔内残留量と安全性

フッ化物洗口液については、たとえ1人1回分を全量誤飲した場合でも、直ちに健康被害が発生することはないと考えられていることから、安全性は確保されている。

1) 急性中毒

通常のフッ化物洗口の方法であれば、フッ化物の急性中毒の心配はない。

2) 慢性中毒

長期間継続してフッ化物を過剰摂取した場合に生じうるフッ化物の慢性中毒には、歯と骨のフッ素症がある。

歯のフッ素症は、顎骨の中で歯が形成される時期に、長期間継続して過量のフッ化物が摂取されたときに生じる症状である。フッ化物洗口を開始する時期が4歳であれば、永久歯の切歯や第一大臼歯は歯冠部がほぼ完成しており、また他の歯は形成途上であるが、フッ化物洗口における微量な口腔内残留量等では、歯のフッ素症が発現することはない。

骨のフッ素症は、8 ppm以上の飲料水を20年以上飲み続けた場合に生じる症状であることから、フッ化物洗口における微量な口腔内残留量では、発現することはない。

（2）有病者に対するフッ化物洗口

フッ化物洗口は、適切なうがいができる者等を除き、う蝕予防法として奨められる方法である。

また、水道水にフッ化物が添加されている地域のデータを基にした疫学調査等によって、フッ化物と骨折、ガン、神経系及び遺伝系の疾患、アレルギー等の疾患との関連等は否定されている。

7. その他

施設等における集団フッ化物洗口に関する詳細については、令和3年度厚生労働科学研究事業「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」で作成された「フッ化物洗口マニュアル」(2022年版)を参照されたい。

福島県歯科口腔保健の推進に関する条例（令和5年）

福島県歯科口腔保健の推進に関する条例

平成24年8月1日福島県条例第52号
改正 令和5年10月10日福島県条例第52号

（目的）

第一条 この条例は、歯及び口腔の健康が全身の健康に影響を及ぼし、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たすことに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号。以下「法」という。）に基づき、歯科口腔保健（法第一条に規定する歯科口腔保健をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 県民が、生涯にわたって日常生活においてむし歯、歯周病、歯の欠損、顎関節症、不正咬合その他の歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、及び治療を受けることを促進すること。
- 二 乳児期（満一歳に満たない期間をいう。）から高齢期（六十五歳以上の期間をいう。）までのそれぞれの時期における歯及び口腔並びに口腔機能（かむ、そしゃくするその他の口腔に関する機能をいう。第六条第五号において同じ。）の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連する施策との有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

（県の責務）

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、歯科口腔保健の推進に当たっては、市町村並びに歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下「歯科医療等業務」という。）に従事する者（以下「歯科医療等業務従事者」という。）並びに保健、医療（歯科医療を除く。）、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野の業務に従事する者及びこれらの業務を行う団体（以下「保健等業務従事者等」という。）との連携及び協力に努めるものとする。
- 3 県は、市町村、事業者（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規

定する事業者をいう。次条第三項において同じ。) 及び医療保険者(介護保健法(平成九年法律第百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険者をいう。次条第四項において同じ。)が行う歯科口腔保健に関する取組を効果的に推進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務従事者等の役割)

第四条 歯科医療等業務従事者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 保健等業務従事者等は、それぞれの業務において歯科口腔保健の推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯科口腔保健の推進に関する活動を行う国、市町村及び歯科医療等業務従事者と連携及び協力をし、並びに県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、使用する労働者に対する歯科に係る検診及び保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。
- 4 医療保険者は、県内の被保険者及びその被扶養者の歯科に係る検診、保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下「定期的歯科検診受診等」という。)により、歯科口腔保健に努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第六条 県は、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健を推進するための基本的施策として、次に掲げる事項の実施を推進するものとする。

- 一 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発その他の歯科口腔保健に関する県民の意識を高めるための活動を促進するために必要な施策
- 二 定期的歯科検診受診等を勧奨するために必要な施策
- 三 フッ化物応用その他の科学的根拠に基づくむし歯予防対策の推進のために必要な施策
- 四 歯周炎、歯肉炎その他の歯周疾患の予防対策及び進行抑制を行うために必要な施策
- 五 歯科口腔保健における食育の推進、オーラルフレイル対策(心身の機能の低下につながる口腔機能の低下を予防し、回復させるとともに、口腔内の状態への関心を高めるための取組をいう。)その他の歯及び口腔の健康づくりのために必要な施策
- 六 障がいのある者及び介護を必要とする者が定期的歯科検診受診等又は歯科医療を受けるこ

とができるようにするために必要な施策

- 七 平常時における災害及び感染症に備えた歯科保健医療体制の整備並びに災害発生時等における迅速な歯科保健医療体制の確保に必要な施策
- 八 歯科医療等業務従事者の確保及び資質の向上を図るために必要な施策
- 九 歯科口腔保健に関する実態の定期的な調査その他の歯科口腔保健に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策
- 十 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進するために必要な施策

(歯科保健基本計画の策定)

第七条 知事は、前条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第十三条第一項の規定に基づき、歯科口腔保健の推進に関する基本計画（以下「歯科保健基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、歯科保健基本計画を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ歯科保健に関する学識経験者及び保健等業務従事者等の意見を聴くとともに、県民及び市町村の意見を反映させることができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、歯科保健基本計画を定めたとき又は変更したときは、遅滞なくこれを県民に公表しなければならない。
- 4 知事は、歯科口腔保健に関する施策の進捗及び社会状況の変化を踏まえ、歯科保健基本計画をおおむね五年ごとに見直すものとする。

(財政上の措置)

第八条 県は、歯科口腔保健の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

福島県フッ化物応用マニュアル 第Ⅲ版

令和7年12月発行

福島県保健福祉部健康づくり推進課

住 所 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電 話 024-521-7640 FAX 024-521-2191

E-mail gan-taisaku@pref.fukushima.lg.jp
